

粗大ごみ収集配車管理システム開発業務に係る公募型プロポーザル実施要領

粗大ごみ収集配車管理システム開発業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種
手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本事業では、年間5万5千件に上る粗大ごみの戸別収集運搬業務に対して、これまで紙ベースの作業指示書を使用し、収集業務に携わる職員が自身の経験に基づいて、毎日変化する一日数十件の訪問宅を回るルートを作成するため多くの時間を割いています。今回近年急速に進化するデジタル・IT技術を活用しながら、車両ごとの作業指示書の配車や収集ルート作成の自動化、タブレット端末を利用した車両間の収集状況等の情報共有による効率化を図ることを目的とする。

第2 業務概要

1 業務名

粗大ごみ収集配車管理システム開発業務

2 業務内容

別紙 仕様書(案)のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は5,830,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒070-8208 旭川市東旭川町下兵村3番地の5

旭川市環境部クリーンセンター ごみ相談係

電話 0166-36-2213

FAX 0166-36-4239

e-mail seisouoffice@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、原則、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公募の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

ただし、上記(1)の資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴取する。

- ア 法人にあっては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの
- イ 個人にあっては身分証明書 ※3か月以内のもの
- ウ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分
- エ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）及び参加表明書において必要に応じて求める添付書類
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 会社概要書（様式3）

(2) 提出期限 令和7年11月17日（月）午後5時00分 必着

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参、郵送若しくは電子メールによること

(5) 提出書類作成時の留意事項

参加表明書の提出後、参加資格要件の確認のために必要な書類等の追加提出を求めることがある。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書の提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年11月19日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和7年11月21日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送若しくは電子メールによること
（電子メールによる場合には、事前に電話連絡すること。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年11月25日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書の作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 課題解決のための方策について

- ・ 現行粗大ごみ収集に係る諸課題を解決するための手法について
- ・ 上記諸課題を解決するための要件定義について

(2) 粗大ごみ収集配車管理システムの機能等について

- ・ 課題解決のために構築するシステムの機能について
- ・ システムのデザイン及び動作イメージについて
- ・ 将来的に現行粗大ごみ基幹受付システム以外を使用する場合の汎用性について

(3) 業務実施体制等について

- ・ 当該業務を遂行するための実施体制について
- ・ 運用時のサポート体制について
- ・ 業務スケジュールについて
- ・ システムで取り扱う個人データの管理体制について

- (4) 必要経費について
 - ・本業務の遂行に当たり必要な経費の費用積算内訳について
- (5) 事業実績について
 - ・本業務に関連する事業や他都市での導入等に関する実績について
 - ・過去のシステム開発における、高齢者等情報リテラシーの低い層に対する、デジタルディバイド対策に関する、ノウハウについて

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式4）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案の詳細
- (2) 事業費等積算内訳
- (3) 事業実績に関する資料等
- (4) その他説明に必要な書類

3 記入上の注意事項

- (1) A4版、両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- (2) 企画提案書の提出期限後の訂正・追加・差替等は認めないものとする。
- (3) 「事業費等積算内訳」について、本業務に係る開発コスト（前述の予算額の範囲内とすること）と合わせて、次年度以降5年間における想定ランニングコストについても合わせて提示すること。
- (4) 「事業実績に関する資料等」について、過去5年間における自治体向け導入実績の有無及び内容を提示すること。そのほか、本業務に関連する実績があれば合わせて提示すること。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和7年12月2日（火）午後5時00分 必着
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。
(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (4) 提出部数 8部

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式５）

イ 提出期限 参加表明書に係る質問は令和７年１１月１４日（金）まで
企画提案書に係る質問は令和７年１１月２８日（金）まで

ウ 提出場所 第３に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第８ 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第９ 企画提案の審査方法及び評価基準

１ 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、粗大ごみ収集配車管理システム開発業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２ ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア １者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は説明２０分、質疑１０分の計３０分とする。ただし遠方などのため、来庁が難しい場合は事前に申し出の上、オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリングも可能とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて５名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第５で示した企画提案書の提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 課題解決の方向性について
- (2) システムの機能等について
- (3) システムのユーザビリティについて
- (4) 実施体制について
- (5) データの管理体制について
- (6) 事業経費について
- (7) 業務実績等について

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、審査項目ごとに各委員の評価点の平均点を算出し、その合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この平均点の算出については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参、ファクシミリ、又は電子メールによること

（ファクシミリ又は電子メールによる場合は事前に電話連絡すること。）

- (3) 市長は、(2)の説明を求められた日から7日以内に説明を求めた者に対し回答する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第 10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第 8 のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第 24 条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

後払いとする。

第 11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合には、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。

第 12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和7年10月28日（火）から11月17日（月）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和7年11月19日（水） 予定
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和7年12月2日（火）まで
ヒアリング等	令和7年12月下旬 予定
企画提案書審査結果の通知	令和7年12月下旬 予定
契約締結	令和8年1月上旬 予定